

学習会 「ケア労働 運動の課題」 報告

二月十四日大阪全労協主催の学習会「ケア労働運動の課題」に参加しました。以下、学習会における三名の方からの発題要旨です。

■「当事者との協同の力で管理者からの自己解放を！」

清水裕（ゆう）さん（ケアアワーカースユニオン副委員長）

精神保健福祉士として障がい者施設で働いているが、倫理綱領で語られ

ている崇高な理念と全く逆行して利用者を運営に関知させず決定の場から排除し精神保健福祉士には利用者を管理・監視する役割が求められている。

また資本主義社会において福祉現場では人間を商品扱いするようになってしまっている。そのような中で、利用者への虐待、人権侵害、差別も起きてくる。自分自身も以前の勤務先で、入居者の追い出し事件と自身の不当解雇を経験した。当事者の決定権が尊重されなければ、介護労働者の組合運動も利用者にとっては「自分たちを虐待する人間の権利運動ばかり

を組合はしている」ということにしかならず運動は広がりを見失う。ベースにある障がい者差別や優勢思想の問題に取り組みないと、介護労働者の運動も難しいのではないか。

■「ホームヘルパーの仕事とは……」

中尾さおりさん（ケアアワーカースユニオン山紀会支部長）

ヘルパーが行う生活援助とは、単に掃除、洗濯、買い物などの家事を代行するというものではない。利用者の日々の室内の様子や冷蔵庫の中身、洗濯物の汚れ等から健康状態

や生活状況を把握している。そこからケアマネジャーや主治医等、各介護・医療関係者と連携を取るなかで住宅改修や福祉用具の利用また時には近隣住民とのトラブルに介入するなど、適切な支援にたぐという役割を訪問ヘルパーは担っている。

ヘルパーが行う生活援助は、介護を必要とする高齢者にとってなくてはならないライフラインの一つである。この間の国の介護とりわけ訪問ヘルパーによる生活援助の切り捨てに反対し利用者家族介護関係者のつながりをみんなでつくろう！

■「障がい者への支援と
高齢者介護は
どこが違うのか？」■

水野博達さん（大阪市立
大学創造都市研究科特任
准教授）

初めに古井正代さん
（脳性まひ者の生活と健
康を考える会）が「障害
を持つ自分に誇りをもつ
て地域で生活を続けるた
めに、私は六五歳になっ
ても介護保険の申請を拒
否し従来からの障害者総
合支援法のままていくこ
とを求めます」と題して
大阪市長宛に出された文
書を紹介（大阪市はこれ
を認める）。障害者総合
支援法の受給者が六五歳

になると、介護保険法に
よるサービス受給が優先
される。障害者総合支援
法では一人ひとりの特性
とニーズに合わせた支援
のメニューがあり、障が
い者自身の意見・意思が
尊重されてサービスが支
給される。これに対し介
護保険では、定められた
サービスメニューから高
齢者がサービスを選択す
ることになっているが、
障がい者一人ひとりにとっ
て必要なサービスが受け
られない。例えば車椅子
一つをとっても、本人の
身体に合わせたものでは
なくお仕着せの低コスト
のものである。また介護
保険法では余暇や文化を

楽しむ権利、社会参加の
権利が想定されておらず
そのための外出支援がな
い。この両者の違いの背
景には、障害者総合支援
法が当事者の闘いによっ
て勝ち取られたものであ
るのに対して介護保険制
度は当事者の要求をベー
スに作られたものではな
いということがある。高
齢者介護が家庭・家族に
押しつけられてきた中で、
女性たちを中心とした介
護の担い手による、介護
の社会化要求によってで
きた介護保険制度である
が、結果的にこの制度は
国・地方自治体のケア責
任を免責する装置として
機能してきている。

この学習会は大阪全労
協において業種ごとの個
別課題を全体で共有する
ものとしてシリーズで開
催されている連続学習会
の一環で、介護労働者以
外の方の参加もあり、中
尾さんが実践を踏まえて
報告されたヘルパーの仕
事の実際については特に
関心を持って聞いておら
れたようです。私自身も
介護職として働いていま
すが現場がデイサービス
なので、中尾さんのお話
で初めて知ったこともあ
りました。訪問ヘルパー
は玄関の掃除をしてはい
けないし、仏壇を拭いた



り仏花を買いに行ったりしてはいけないそうです。「玄関や仏壇は本人の日常生活の場ではない」という理屈なのでしょうが、訪問者があれば真っ先に目につく玄関をきれいにしておきたいというのは、社会生活を送ることににおいて当然の感覚です。また仏壇の掃除や仏花を供えることが認められないというのは、憲法で保障された信教の自由を否定されたも同然です。まさに水野さんが指摘されていた、「食べて寝て排泄する」ことだけを高齢者の日常生活だとする介護保険の考え方に根本的な問題があると思います。

また参加された介護労働者の間では清水さんからの提起を通して、利用者の自己決定権と介護労働者の権利の問題……劣悪な労働環境にあつてはしばしば拮抗する関係になってしまうことなど……や、その中での両者の協同の可能性について活発な議論がなされていました。ちなみに私はこの日の昼間同じエルおおさかでケアマネジャーの実務研修を受講しており、「自立」の名のもとにいかにかサービスを使わせないかという大阪府による刷り込みをさんさん受けていたので、夕方この集会に参加したことで介護の本

来的な在り方に対する感覚を取り戻すことができ、ほっとしました。

南労会支部 H

18春闘勝利！ 官民連帯総決起集会

日時 2018年3月16日（金）18：30～

場所 入舟公園（港区八幡屋）

集会終了後、磯路中央公園までみなと通りをデモ行進。

■主催 港地区平和人権連帯会議



組織を強化拡大し、階級的労働運動の発展をめざそう！